

政治の仕組み

時代とともに変化

権力分立

1947（昭和22）年に施行された日本国憲法は、主権在民、基本的人権の尊重、平和主義を柱としています。日本の政治システムは、立憲民主主義の一形態です。「権力分立」の原理に基づき、中央政府の活動は、立法、司法、行政の各機関に明確に分割されています。

天皇は「日本国と日本国民統合の象徴」です。天皇は、首相と最高裁判所長官を国会の指名に基づいて任命し、また、内閣の助言と承認のもと、憲法の定める「国事に関する行為のみ」を行います。その国事行為とは、憲法改正、法律、政令および条約の公布、国会の召集、衆議院の解散などです。

日本国憲法は議会制民主主義体制を宣言しており、国会が「国権の最高機関」です。国会は日本の統治システムの中核として、行政政府に優越します。行政政府の長である首相（内閣総理大臣）は国会の決議により指名されます。日本は議院内閣制をとり、首相は内閣の構成員の過半数を国会議員の中から選びます。内閣は国会に対して連帯して責任を負います。こうした点で、日本の制度はイギリスの制度と似ており、三権が理論的に完全に対等であるアメリカの制度とは異なっています。

国会は、下院である衆議院と、上院である参議院の二院からなっています。衆議院は内閣に対する「不信任決議案」を提出することができます。一方内閣は、衆議院の解散権を持ちます。内閣はまた、最高裁判所の長官に対する指名権と、最高裁のその他の裁判官



国会議事堂
1936年に完成した国会議事堂は、外観が国産の御影石で、1万2,400m²の広さを持つ
© Kodansha International

に対する任命権を持ちます。最高裁はすべての法令の立憲性を判断します。国会は憲法の規定により、「罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける」ことができます。

立法府としての国会

日本の国会は憲法の中で、「国権の最高機関」と位置づけられています。国会は、20歳以上の国民の直接選挙により選出された議員からなります。多くの国会議員は政党に所属しており、この政党が政治における基本的な活動単位となります。日本が政党政治の国といわれる所以です。首相は国会議員の中から国会の議決によって選ばれます。首相は内閣を構成し、内閣が行政政府を統括します。

国会は「国の唯一の立法機関」です。全ての立法はその過程で最終的に国会の承認を得なければなりません。国会のその他の重要な機能としては、予算の承認、条約の批准、憲法改正の発議があります。国会には、通常国会、臨時国会、特別国会の三種類があります。通常国会は年に一度、1月に開かれ、会期は150日で、翌年の予算およびその予算を施行するための法律を審議する、という重要な役割を果たします。

参議院と衆議院は権力を分有していますが、立法、首相の指名、予算関連事項、条約に関する決議は後者が優越します。例えば法案が衆議院で通過し、参議院では異なる判断がなされた場合（法案が拒否または修正された場合）、その法案が衆議院に再提出され、出席議員の3分の2以上の多数で再び可決されれば、法律となります。

衆議院議員の被選挙権は25歳以上に与えられています。衆議院の定数は480名、そのうち300名は、各選挙区から1名のみ選出される小選挙区制で選ばれます。その他の180名は、政党の獲得した票数に比例して、その政党の登録名簿上位順に議席が配分される仕組みの比例代表制によって選ばれます。衆議院議員の任期は4年ですが、内閣は任期満了前に衆議院を解散することができます。

参議院議員の被選挙権は30歳以上に与えられています。2001（平成13）年に定数は252から247に、さらに2004年には242に縮小されました。現在の242議席のうち、146議席は選挙区制により、96議席は比例代表制により選ばれています。いずれの議員も任期は6年で、その半数は3年ごとに改選されます。参議院議員は衆議院が解散されても議席は保持したままです。

内閣と行政府

構成員の過半数が国会議員である内閣は、行政府の最高決定機関です。内閣を率いる首相は、内閣のメンバーである閣僚（国務大臣）を任免する権限を持ちます。首相は閣議



国会の開会
右上の壇上で国会の開会
を宣言する天皇
© Kyodo

の議長を務め、様々な部門の行政機構の統括権利を行使することができます。閣議決定は全会一致が基本とされています。首相と閣僚は、憲法の規定により文民でなければなりません。

憲法ではまた、「行政権は、内閣に属する」と定めています。しかし内閣の下には多数の大臣と中央官庁があり、これらが内閣から委託されて中央政府の一般行政事務を取り仕切っています。

政府活動の効率向上と機能強化を図る改革の一環として、2001年1月に行政府は大規模に再編され、それまで22あった省庁は約半分になりました。新しく設置された内閣府に加え、内閣は11の省からなることになり、11番目の防衛庁は2007年1月に防衛省に昇格しました。各省は首相が任命する国務大臣を長としており、各大臣は1名もしくは2名の副大臣と、最大3名の大臣政務官によって補佐されます。これらの役職は通常国会議員が占めます。

内閣府は2001年の再編で誕生し、内閣機能を高め、首相の政策面でのリーダーシップを全般的に強化することをめざしています。首相が長を務める内閣府は、他省庁よりも一段上に立って、企画立案や総合調整を行います。内閣府は宮内庁のほか、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁の三つの外局を監督しています。また内閣府は特命担当大臣を置くことができるほか、重要政策に関する次の4つの審議会、すなわち、経済財政諮問会議、総合科学技術会議、中央防災会議、男女共同参画会議を設けています。

以上のように、内閣府と省庁、審議会等を全て合わせて、中央省庁と呼ばれていま

す。現在、日本の中央省庁はピラミッド型の階層構造の上に運営されています。それぞれの省庁の内部でどのように権限を配分していくかは、閣僚に委ねられています。

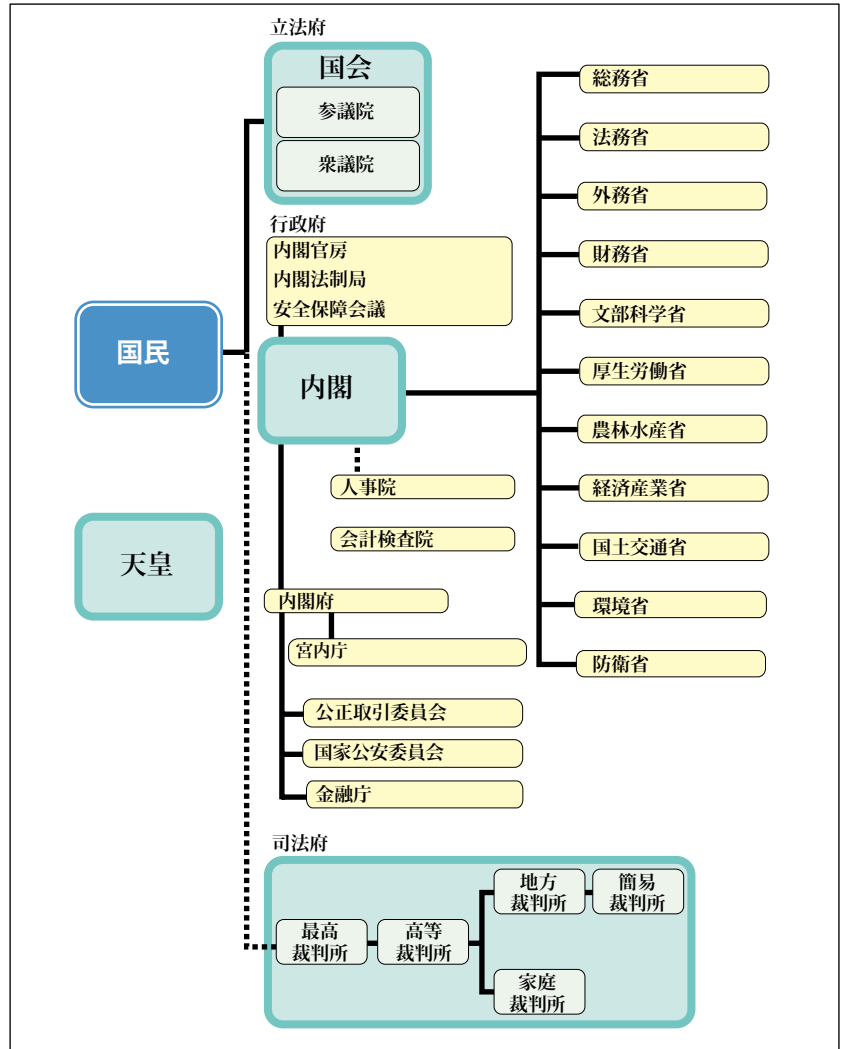
日本の中央省庁で行政活動に従事する者は、事務次官を含め一般公務員も全て、国家公務員試験を通して採用されます。つまり政治的な任命ではなく、政権の交代が起こっても罷免されることはありません。

2002年度末において、政府機関の中央省庁もしくはその他の職位において勤務し、中央政府から直接給料を支払われている公務員の数、およそ110万人でした。憲法は、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と定めています。

最高裁判所

日本では司法府の独立は保障されており、憲法によれば、「裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない」とされています。法的な争いは全て、民事であれ、行政に関わるものであれ、刑事であれ、裁判所の判決に従います。憲法では、最高裁判所は日本の最高の司法機関であると位置づけられています。下級裁判所には4種類あり、2003年4月現在で、高等裁判所8庁、地方裁判所50庁、家庭裁判所50庁、簡易裁判所438庁となっています。憲法では、いわゆる特別裁判所を設けることはできず、「行政機関は、終審として裁判を行ふことができない」とされています。

憲法第6条は「天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する」と規定しており、それ以外の14名の最高裁判事は内閣が直接任命します。任命資格は裁判所法が定めるとおり、「識見の高い、法律の素養のある年齢40年以上の者」でなくてはなりません。また少なくとも10名は、判事、検察官、弁護士、法律学の大学教授や助教授の中から任命されなければなりません。それ以外は法律家である必要はありません。最高裁判事は全て、任命後最初の総選挙の投票



政治制度

日と、その後10年ごとに国民審査を受けなければなりません。定年は70歳です。

最高裁の審理と判決を行うのは、最低9名の最高裁判事の出席が求められている大法廷か、または3名から5名の判事で構成される3つの小法廷のうちの一つです。大法廷が審理するのは、小法廷より回付された憲法問題や、以前の最高裁の判例等に関わる事件などです。

最高裁判所は唯一の最終法廷としての権限に加え、訴訟手続きの規則を定め、また下級裁判所判事の任命に関し、内閣に推薦者名簿を提出するなどの司法行政上の特別権限を持っています。

日本の司法制度は基本的に三審制をとっており、紛争当事者は最初の裁判所での審理と判決を経た後、控訴と上告というもう二回の審理と判決を求める権利があります。しかし裁判官の数は訴訟の数に比べて少なく(2003年4月現在、下級裁判所の判事と判事補は3,139名)、そのために判決には通常長い時間がかかります。

21世紀の日本の司法制度の必要に応えるため、1999年7月に司法制度改革審議会が内閣に設置されました。この審議会は2001年に提出した最終的意見書において司法制度改革の三つの柱を明らかにしました。それは、国民の期待に応える司法制度の構築、司法制度を支える法曹のあり方の改革、そして司法制度の国民的基盤の確立です。